

川協推発第111号

平成29年11月24日

川口市協働推進委員会委員長 様

川口市長 奥ノ木 信夫



## 本市における協働の環境づくりと啓発について（諮問）

川口市協働推進条例（平成24年条例第15号）第12条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

## 記

- 1 諮問事項 本市における協働の環境づくりと啓発について
- 2 諮問理由 川口市協働推進条例は、川口市自治基本条例に定める自治の実現のため、協働の基本理念及び原則等を定めたものです。本市における協働の推進については、この川口市協働推進条例に基づき行っております。

本市の協働の推進状況については、平成25年7月23日に「川口市における協働の総合的な推進について」にて諮問し、川口市協働推進委員会にて審議をしたところ、1 市民同士および市民と市が協働することができる環境づくりを行うこと、2 協働推進条例について市民の認知を図るため、より一層の啓発を行うこと、3 協働を推進する市の体制の整備を推進すること、というご意見をいただきました。

また、この川口市協働推進条例は平成24年4月1日に施行され、すでに5年が経過しました。その間、市の体制整備という面では、かわぐち市民パートナーズセッション分室について条例化をするなどの目に見える整備を行ってまいりましたが、協働の環境づくりと啓発については、今後も不断の努力と見直しが必要です。

このことを踏まえ、今後も本市の協働をより一層推進するにあたり、貴委員会から本市における協働の環境づくりと啓発に係る具体的な手法についてご意見を賜りたく、諮問をいたします。